

令和6年度

第17回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和6年11月11日（月曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第3条の規定による許可申請について（買受適格者証明分）
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について

出席委員（15名）

1 番 井口 健	11 番 笠野 喜久雄
2 番 中村 弘	12 番 山本 茂樹
3 番 吉中 雅三	13 番 丸山 勝
5 番 小方 保寛	15 番 堀 良子
6 番 井上 直樹	16 番 湯川 徳弘
7 番 谷河 績	17 番 貴志 年伸
8 番 藪 利昭	18 番 藤井 友彦

19番 岩橋 章博
欠席委員（1名）

4番 曾根 光彦
出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦

副 課 長 藤田 誠一

班 長 中居 一樹

企 画 員 西森 和子

事 務 主 査 森元 美沙

事 務 主 任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆奥谷局長 定刻が参りましたので、谷河
会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第1
7回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は16名中15名で、定足数に
達しておりますので、総会は成立していま
す。

去る10月28日、中村委員、岩橋委員
によりまして現地調査並びに事情聴取が行
われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、曾根委員から都合により欠席した
旨、ご連絡がありましたので、ご報告いた
します。

また、農業委員会会議規則第17条第2
項に規定する議事録署名委員は、岩橋委員、
井口委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定
による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定
による届出があったもので、9件ありまし

た。

相続による所有権の取得が7件、特別縁
故者不存在確定による所有権の取得が2件
です。

本届出に対して受理書を交付しておりま
すが、本受理書は権利の移動等の効力を発
生させるものではありません。

また、9件すべてにおいて、市内に在住
の方が相続されています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につい
て、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといた
します。

報告事項 農地法第3条の規定による許
可申請について（買受適格証明分）を説明
いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、7月の第13回農業委員会総会
にて競売買受適格者証明書を受け、競売入
札し、落札したので議事の取り決めにより
会長専決にて許可書を発行したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につい
て、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといた
します。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返
納について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件については、農地法第5条による市
街化区域内の農地転用の届出に係る受理通
知書の返納が1件ありました。

令和6年5月13日付で受理し、20日

付で受理通知書を交付しましたが、転用目的に変更が生じたため返納後に再提出となりました。

なお、P11の報告事項農地法第5条第1項の規定による届出のNo. 10と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件について、農地法第5条の規定による許可申請の取下げが1件ありました。

令和6年6月21日付で、許可申請書の提出があり、令和6年7月10日の総会にて不許可相当とされましたが、その後の海草振興局からの補正に対して追加書類を提出することができないため、令和6年10月17日付で、申請者から取下げ願いの提出がございました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。

10月9日付、10月22日付、10月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で15件ありました。

10月9日付、10月22日付、10月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 2とNo. 11は使用貸借権の設定で、No. 10はP6の報告事項農地法第5条受理通知書の返納についてのNo. 1と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が6件ございました。

No. 1 約30年前から山林となっている。

No. 2 30年以上前から山林となっ

ている。

№. 3 平成10年頃より山林となっている。

№. 4 平成10年より倉庫及び駐車場として利用している。

№. 5 昭和54年以前より公衆用道路として利用している。

№. 6 大正15年より住宅として利用している。

これらは、非農地証明の交付条件(4)もしくは(5)の土地であり、(7)から(9)の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で6件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、№. 2は親族への贈与、№. 4は親から子への生前贈与、№. 5は知人を通じての贈与です。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

№. 1 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請地西側にある住宅の排水管の維持管理をするため、当該申請地を管路用地として転用申請するものです。

№. 2と№. 3は使用者が同一のため同一事業となります。

申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、どちらも市内在住の個人で、資材置場として貸してほしいとの相談を受けたため、当該申請地を貸露天資材置場に転用し、備考記載の・・・を営む法人へ賃貸借します。

資材置場が不足し、交通の便の良いところで資材置場を探していたとのこと。

№. 4 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、市内在住の個人で、年齢や後継者の問題で、営農していくことに不安を抱えていたため、当該申請地を貸露天資材置場に転用し、備考記載の個人事業主へ賃貸借します。

業績拡大に伴い、資材置場が必要となり、交通の便の良いところで適地を探していたとのことです。

また、申請地南西側の隣接農地所有者には、自身の営農作業に対して苦情がくることを懸念しているとの理由で、同意がもらえていません。

申請地と隣接農地との間には、農道や水路が存在しており、申請者からも申請地内に緩衝地を設けて対策を講じると確認しております。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われまます。

なお、No. 2、No. 3及びNo. 4については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2、3及びNo. 4について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋委員さん報告願います。

◆19番（岩橋 章博） 10月28日 中村委員、事務局と現地調査並びに事情聴取を実施しました。

議案第3号No. 2、No. 3、No. 4を一括報告とします。

申請地資料の地図をご覧ください。申請地は地図2、3、4のとおり・・・に位置し、今年も水稻を作付けしていました。

申請地への進入路は、申請地南側に軽ト

ラックが通る程度の道路しかなく、No. 2の東の・・・所有の雑種地からの進入計画となっています。

北側は住宅と農地、西は農地と隣接しています。

排水計画は南側道路沿いの幅30cm程度の水路へ排水予定との事。造成計画は碎石仕上げとの事です。

事情聴取には申請人それぞれ・・・が出席しました。

転用理由についての質問では、No. 1は規模縮小のため、No. 2は両サイドが資材置場となれば営農しづらくなるため、No. 3は高齢となり後継者もないためとの事でした。

造成の内容は盛り土15～30cmの碎石仕上げで、水路との間に緩衝帯を予定しているが、長い年月の間に土が水路に流れ出る懸念はないかとの問いに、水路の手前に土止めのU字溝を設けるように変更するとの事でした。

置く資材は、No. 1、2は・・・、No. 3は・・・であるが近年工事請負の仕事が増えてきたため資材置場が必要となり、・・・を置くとの事。

進入路として6mも必要なのかとの問いに、広いほど良いとのあいまいな返答。

申請地まで進入のため、ドミノ式にそれぞれ通行承諾書を交わしているが、最初の雑種地の所有者が変われば通行できなくなると思うが、通行のための使用収益の権利設定はなぜしないのかとの問いに。

その時には買い取るなどの対処をするとの事。

完成予定は令和7年6月までにとの事。

隣接同意が一人の人からもらえていない

が、誰が隣接同意の説明に行ったのかと聞くと、仲介業者が行ったとの事。

不同意の理由は、転用されれば消毒や野焼きなどに苦情が来るから同意できないとの事。

そこで、推進委員とともに不同意の人を訪ね理由を確認しました。

その理由は、最初は資材置場であってもしばらくしたら分譲地になる懸念がある。

また別の所有農地で隣に分譲住宅ができたため、消毒やもみ殻を燃やしてトラブルになった。

農業委員会はこのようなことも考えてほしいとの意見でした。

以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございますました。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（岩橋 章博） 現地調査した私のほうから意見として言います。

まず、進入路の件ですが権利の設定をせずに恒久的に資材置場として利用できるものなのか、東の進入路は・・・が所有で令和3年3月に露天資材置場、露天駐車場として許可されていますが、現場近くで確認したところ許可どおり利用された形跡がないとのことでした。

農地から転用して3年経過後は開発許可がいないとのことで土地を寝かしていたようです。

いずれは分譲地になるのではないかと疑っています。

隣接同意の無い人の話では説明に来た仲介業者がすぐ隣まで広い道が付くので自宅

の土地も良くなりますよと言っておりましたと、つまりいずれ市道になるという意味ではないかと思います。

これらの状況から資材置場として利用されるとしても一時的なものであり、その後は資材置場以外のものに利用されるのではないかという懸念があります。

しかし、疑いだけで不許可にするのは出来ないと思います。

資材置場などは今年3月までは条件付きの許可はやりづらいうでありましたが、これからは農業委員会の研修の資料にもありましたように農林水産省の通知で農地転用は恒久的な視点で審査するものであるから、これからは条件付き許可が出来ると書いておりました、私もそのように思います。

結論としてはやむなく許可相当というもの、工事終了から3年間、6カ月ごとに事業実施状況を報告することという条件を付けていただきたい。

研修資料にも載っていたので、このような解釈で法令に照らして大丈夫なのか事務局にお聞きします。

◆会長（谷河 績） 事務局説明の前に、今、岩橋委員の質問の中で転用後いつまで利用するかということでしたが、皆様もご存じのように当委員会では3年間は転用目的に利用するという誓約書を実印を押していただいております。

これを念頭をお願いします。

それでは事務局お願いします。

◆藤田副課長 3年の状況報告の件について資料を用意しましたので配布します。

はじめの通行同意の件については、農地転用上は地役権設定は要件ではなく通行の承諾が得られれば添付書類としては足りて

いるということになります。

次に資料について説明いたします。

こちらについては令和6年3月28日付で農林水産省から県知事宛に発出された文章でございます。

真ん中の「しかしながら、近年資材置き場等に転用する目的で農地転用許可を取得したが、1カ月足らずで、太陽光発電設備が設置される事例が複数散見されるので、一層厳格な対応が必要となっている。」と書いてあり。さらに事務処理要領を改正したことを通知しています。

もう1枚めくっていただき、改正内容は2点ありまして、1点目は恒久転用により資材置き場等とする目的で転用の相談があった場合の対応で(3)のとおり「一時転用による申請を行うように指導する。」となっています。

2点目は、岩橋委員のご指摘内容ですが、資材置き場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合の取り扱いとして(1)で「工事の完了の報告があった日から3年間、6カ月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けるものとするがあります。

許可権者の県では、2点合わせて現在、検討中です。

よって、これを条件にするということは現在ではできないという回答になります。

◆19番 (岩橋 章博) 今の説明では県のほうで検討中ということですが、通知が4月にきて既に7カ月経過していますが、まだ時期尚早ということですか。

◆藤田副課長 検討中ということで、もし実施するなら行政書士会等に通知したうえでの実施になると思われます。

◆19番 (岩橋 章博) 農林水産省から通知が来て7カ月も放置するというのは不作為ではないか、農業委員会から適正執行してほしいという意見を出したいということで意見を出させてもらいました。

◆会長 (谷河 績) 岩橋委員の意見としては今回の申請についてのみ言うのではなく、県が国からの通知が来ているにもかかわらず7カ月も放置していることに対してということですね。

◆19番 (岩橋 章博) そういう事です。

それを促すためにも、今回、条件を付けた進達をしたいということです。

県が条件付きの意見を受けれないとなれば他に何か方法はありますか。

◆藤田副課長 我々は総会の結論を意見書という形で県に進達していますが、意見書は許可・不許可、適合するか適合しないかといった意見であるので意見書上ではできないので、今回は議事録の写しであれば添付できると聞いています。

◆19番 (岩橋 章博) やむを得ないので議事録を付けて、このような意見があったと県に通知してください。

◆会長 (谷河 績) 事務局に聞きます。議事録はどのように公表していますか。

◆藤田副課長 ホームページで公開していますが個人情報伏せたものになります。

県に出す議事録はそのままになりますのでそこは違いがあります。

◆会長 (谷河 績) いかがいたしましょうか。

現地調査の委員の意見としてはNo. 2、No. 3、No. 4の許可についてはやぶさかではない。

ただ、転用目的外に使う事は国からの通知にもありましたが、一方で実印を押して3年間はその目的に使用しますという誓約書が添付されています。

これと条件付許可はどちらが優先されるのかということもあると思います。

◆19番 (岩橋 章博) 確かに3年間の誓約書を取っていますが、申請地の隣の・・・が所有する資材置場は、3年間の誓約書を出しているにもかかわらず使っていないことを地元で聞き取り調査しております。

一時的に資材置場なら機材を置いて写真をとって報告する。

これで農地法から外れてとりあえず3年待つて他の用途に使われることが何回もあったと思うのでそれが問題だと思います。

◆会長 (谷河 績) そこまで農業委員会が見ないといけないでしょうか。

◆19番 (岩橋 章博) それがこの通知によるとそこまで見なさいとなっています。

◆会長 (谷河 績) もし1年後ぐらいに法務局で雑種地などに地目を変え、農業委員会の手を離れたあとそれを修正しなさいとなったとき何処がするのですか、裁判等を通してするのですか。

◆19番 (岩橋 章博) この通知を読んでみたところ条件付の許可を行い、条件を守っていない場合は違反転用として処理できると書いてあります。

◆12番 (山本 茂樹) 条件付の許可はできないと事務局の説明があったと思いますが。

◆藤田副課長 現時点ではできないということですか。

◆19番 (岩橋 章博) 3年間誓約を守ったとしても通知にあるようにその後別用途に使うことが問題です。

◆会長 (谷河 績) 岩橋委員の言うとおり資材置場と書いていても分譲住宅なるのではないか、地目が変われば分譲住宅にできるということですが、そこまでこの農業委員会の人員でずっと見ていくことは難しいと思います。

◆19番 (岩橋 章博) 条件付なのでその条件の範囲内になると思います。

それがこの通知の目的だと思います。

いままでは条件付が無かったら許可後に付いて意見できないが条件をつけることによりできるのではと解釈し提案しました。

◆12番 (山本 茂樹) 岩橋委員の言われるとおりだと、これからは資材置場などはすべて条件付きにしないとイケないという事ですか。

◆19番 (岩橋 章博) そのように書いています。

◆12番 (山本 茂樹) ということは3年間の誓約書はどうなりますか。

◆19番 (岩橋 章博) 必要なくなると思います。

◆12番 (山本 茂樹) その場合、資材置場や露天駐車場に転用した場合は永遠に変えられなくなりませんか。

◆19番 (岩橋 章博) 永遠という条件ではなく、3年であるとか、6カ月であるとか、そういう条件になると思います。

誓約書では工事完了後3年間は他の用途には使いませんとなっていますが、守られない場合に罰則がないです。

◆12番 (山本 茂樹) 3年間の誓約書で良くないですか。

◆19番 (岩橋 章博) 転用後に守られないので今回の通知が出たのだと思います。

県が7カ月もたっても出来ていない。

県に早くしてほしいという気持ちです。

でないで資材置場として出された場合問題がある。

◆12番 (山本 茂樹) 資材置場として転用したあと社会的な事情により変える必要が出ることもあるでしょう。

何年たっていれば良いと考えますか。

3年ぐらいじゃないですか。

◆19番 (岩橋 章博) たとえば3年といった条件をつけるなら3年は守ってもらいたい。

◆12番 (山本 茂樹) それは誓約書で良くないですか。

◆会長 (谷河 績) 添付の誓約書の文言を読み上げさせてもらいます。

許可内容記載のとおり工事を施工し、最低3か年は当初の転用目的とおりに使用することを誓約します。

資材置場として3年間は使用しますと誓約しています。

◆1番 (井口 健) この通知の法的拘束力はどうなりますか。

通知はあくまで通知ですよ。

この通知を読むと「適切な運用にご協力いただくようお願いいたします。」とか望ましいになっています。

県は今、検討中ということで見解がはっきりしている事柄に対して公文書に記載することが望ましいのか、私は記載不要と思っています。

◆会長 (谷河 績) 岩橋委員さん、県が7カ月も放置せず当委員会に指示されてい

れば問題なかったという事ですね。

◆19番 (岩橋 章博) 早くしてほしいということを促したいという気持ちです。

そうすれば誓約書をもらう必要もないのです。

◆会長 (谷河 績) 事務局に聞きますが、この誓約書は4条許可でも5条許可でも実印を押して付けてもらっているのですね。

◆藤田副課長 はい。

◆会長 (谷河 績) 皆様いかがでしょうか。

岩橋委員の言うように議事録を付けて進達するのはどうでしょうか。

◆12番 (山本 茂樹) 井口委員が言われたように、この通知は協力依頼で必ず守らなければならない中で、県も検討中ということで、検討の結果採用しないということもあり得ますね。

◆19番 (岩橋 章博) 「この通知を出すにあたって事務処理要領を4月1日に遡って変えています。」と書いています。

事務処理要領とは全国に向けて実例をあげて、このように処理しなさいといったもので和歌山市だけ誓約書をもらって運用するのはどうかと思います。

◆1番 (井口 健) 事務処理要領はもう来ていますか。

◆藤田副課長 はい。

◆1番 (井口 健) 事務処理要領の最初の部分には何と書いてありますか。

新旧対照表の最初の部分。

こうすることが望ましい的なことは書かれていませんか。

◆藤田副課長 新旧対照表は変わった部分だけ書かれていて特にそのようなものは書かれていないです。

◆1番 (井口 健) 通知文には望ましいといった文言があったので新旧対照表の冒頭にも書かれていると思ったのですが無いのですね。

◆3番 (吉中 雅三) 貸資材置場で利用するという誓約書が出されている中で、これが嘘であった場合、罰則規定は無いのですよね。

誓約書の効力は事務処理要領上どうなっていますか。

◆藤田副課長 今、我々が求めている誓約書には法的根拠はないです。

農地問題研究小委員会で転用目的と実態が違う案件が沢山あったので、このような誓約書を求めてはどうかという事があり、和歌山市独自で求めています。

転用の許可に影響を与えるものではないですが、誓約したにもかかわらず他の目的に使用した場合は、次の転用が出た時に最初の誓約の不履行について話し、今回の申請は大丈夫なのかという話になります。

◆3番 (吉中 雅三) 信義に反する行為ということになりますか。

◆藤田副課長 状況を聞き取って悪質なのかやむを得ない事情があるかによります。

◆3番 (吉中 雅三) 県は原状回復命令を出せませんか。

◆藤田副課長 誓約書をもとに出すことは無いと思います。

任意の書類になりますので。

◆3番 (吉中 雅三) 県は通知について検討していると言うことは迷っていると言うことですか。

◆19番 (岩橋 章博) 迷っているにしても長すぎます。

今説明があったように誓約書には拘束力

がなく、どこの法律に載っていますかと言われれば無いです、あなたの信用を落としているとしか言えず、これを条件付きで許可することで法的拘束力があるという事になるので厳しくやってもらいたいと思います。

業者の都合もあると思いますが、そこは県の判断でやむを得ないのか、悪質なら処分しますよという態度でやるためには、この条件付というのが大事になってくると思います。

◆3番 (吉中 雅三) 条件付といっても許可後、地目が変わってしまった後でも処分は出来るのでしょうか。

許可書にも原状回復命令を発する、許可を取り消すと書いていますが、そんなこと実行したことないし大丈夫かなと思う。

◆12番 (山本 茂樹) 今現在は条件付許可は出来ませんという事ですが、条件付の許可ができるようになった時に誓約書が要らなくなり、会社の状況に応じて違うものになった場合に許可を取り消しできますか。

◆19番 (岩橋 章博) それは我々が考えるのではなく許可の権限を持ったものが事情を聴いてやむを得ないと判断するか、悪質ということで原状回復命令するか県の判断だと思います。

◆会長 (谷河 績) 皆さんも思っていると思いますが、近年ある・・・さんが、あちらこちらで資材置場を必要と思えない程転用している件をご存じだと思います。

その点もありまして、県知事宛にきている通知に転用目的に資材置場のよう建築物を伴わない物と書いております。

和歌山の資材置場として沢山出てきてい

ますので県と協議して一本の線を入れる必要があると思います。

岩橋委員も今回の件は仕方ないとしても線引きは必要という事でした。

そこで案として今後大事なことでもありますし、次の総会終了後、農地問題研究小委員会で集ってもらい検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

◆19番 (岩橋 章博) それはそれでいいと思いますが、今回の議案については意見を出さなければいけません。

◆会長 (谷河 績) 許可相当で出すとしても議事録の添付については疑問です。

◆19番 (岩橋 章博) このような議論があったと分かってほしいからです。

◆会長 (谷河 績) この件について県の職員はある程度知っていませんか。

◆藤田副課長 ある程度は知っています。

◆会長 (谷河 績) 皆さんいかがでしょうか。

議事録を付けていくか決を取ろうと思います。

議事録を付けるという人は挙手をお願いします。

(9名挙手)

議事録を付けるという事ですね。

◆16番 (湯川 徳弘) 農業新聞にこの問題は載りました。

全国的に資材置場として許可したものがいつぞやの間に目的が変わっている。

各都道府県は留意しろといった内容でした。

和歌山県としての取り組み姿勢を示してほしい。

◆会長 (谷河 績) それでは岩橋委員さんが事情聴取していただいたNo. 2、N

o. 3を議事録をつけて可決決定してよろしいか。

No. 4の同意書がない件も里道、水路があるのでやむを得ないということによろしいでしょうか。

それでは議案第3号は可決決定しました。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、申請地上空にある鉄道架線や申請地北側に隣接する変電所の修理や作業を行う際の作業場及び駐車場とするため、当該申請地を転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、申請地周辺に、スーパーやドラックストア等の商業施設や駅があり、住みよい環境であることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である流通業務施設に該当すると思われます。

申請人は・・・を営む法人で、業務拡大

と効率化のため、数か所に借地しているトラックの駐車場を1つにまとめ、本社を移転できる広大な土地を探していたことから、当該申請地を事務所兼倉庫及び露天駐車場へ転用申請するものです。

なお、隣接する農地以外の土地と合わせて事業を行い、事業地全体の面積は11,276.30㎡となります。

また、・・・については、令和6年7月5日付で農用地区域を除外しております。

No.4 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。

申請人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、手狭になってきたことから、実家に隣接する当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中で、令和6年7月5日付で農用地区域を除外しております。

No.5 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を請け負う法人で、阪和道の橋梁架け替え工事の事業拡大に伴い、搬入資材が増加し、新たな資材置場が必要となったことから、当該申請地を露天資材置場と露天駐車場へ転用申請するものです。

なお、賃借権の設定で、10年間の一時転用となるため、最終的には農地へ原状回復いたします。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。

以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆16番（湯川 徳弘） P.22について前回取り下げになったものですか。

◆藤田副課長 こちらについては先々月に転用申請されましたが、事業計画が変更になったという事で取り下げがありました。変更になった部分は地図の事業地と書かれた右の小さな部分が事業計画地に追加されたという事です。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか。

◆3番（吉中 雅三） No.3は開発許可は必要ありませんか。

◆藤田副課長 開発許可は事業地（農地以外）で開発許可非該当、過去に・・・さんがあったので新たに開発許可を取る必要は無いと聞いております。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか。

ないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が8件ありました。

すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No.1およびNo.2については、農業委員会による利用権の新規設定、

No. 3からNo. 8については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田のみで15,806㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が6件あり、面積は、田のみで8,451㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（岩橋 章博） No. 6、No. 7について、借人が先程、貸露天資材置場で転用申請ありましたが、自分は農地を貸露天資材置場として貸し、新たに他人から農地を借り受ける。

規模縮小なのか拡大なのかわからない。

これは大丈夫なのですか。

◆藤田副課長 農地の転用と取得につきましては各状況によって異なりますが、今回の件は利用集積計画で農業経営基盤強化促進法に基づき改正前の第18条の3で要件が定められています。

1つは基本構想に適合するもの、もう1つに委員ご指摘の耕作要件がありますが、条文では利用権の設定後に耕作を行うことで条件を満たすとなっていますので、総会で審査し公告後に条件を満たす必要があると考えます。

農地法第3条では耕作の要件が合わないと許可出来ないとなっていますので農地法とは異なる取り扱いとなっております。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか。

ないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案

いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

岡崎地区西、森小手穂で（39件、85筆）を和田推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書2件の提出がありました。

面積はすべて畑で431㎡です。

議案書番号1～2について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆3番（吉中 雅三） 非農地通知を受けて地目を変えるのに期限はありますか。

◆清瀧主任 法務局に直接確認した事はないですが法務局ではある程度柔軟に対応していると聞いております。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか。

ないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

次に、農業委員会だよりについて、農政問題調査研究小委員会の岩橋委員長ご報告をお願いします。

◆19番（岩橋 章博） 去る10月10日に農政問題調査研究小委員会を開催し、「農業委員会だより」について審議した結果を報告させていただきます。

お配りしております「農業委員会だより」校正案をご覧ください。

新規就農者や親元就農者等の農業者の紹介や、制度の説明等について掲載する予定です。この内容で印刷業者に依頼したいと思います。

また、周知方法については、昨年と同様、農協広報誌と一緒に配っていただけるとのことで、JAわかやま様に配布をお願いしたいと思います。

加えて一般市民の皆様方には、従来どおり、ホームページへの掲載と市役所支所・連絡所及び関係機関に設置の予定です。

報告は以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようございませぬので第17回総会を閉会いたします。

14時20分 閉会